

建設工事と技術者の配置について

令和 5 年 1 月
木津川市建設部

第 1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業） : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外） : 一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有）

- ◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。
- ◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
 - ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
 - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、営業所における専任の技術者と現場における主任技術者の兼任は、避けることが望まれます。
- ◎ 営業所専任技術者は、2 以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば 2 以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。
- ◎ 営業所専任技術者が、建設業の許可基準の一つである適正な経営体制があること、として求められる経営経験、補佐経験や業務経験を有する常勤役員等を兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

工事現場には、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を配置しなければなりません。また、配置する監理技術者等は原則 1 名とします。

なお、共同企業体（甲型）などで複数の監理技術者等を配置する場合は、代表する監理技術者等を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があります。

(1) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の

額の合計（以下「下請総額」という。）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の監理技術者等とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の監理技術者等がこれを兼ねることが出来ます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

(5) 特定専門工事における主任技術者（建設業法第26条の3）

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととすることが可能です。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4,000万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第26条の3第1項、第2項、令第30条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務の経験を有すること、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります（法第26条の3第6項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければなりません。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要があります。

3 工事現場ごとに専任すべき監理技術者等（建設業法第26条第3項）

請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に設置される監

理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求められています（法第26条の3第1項、第2項、第6項）。

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の21業種)			
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
営業者に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,500万円以上※1	4,500万円未満※1	4,500万円以上は契約できない※1	4,500万円以上※1	4,500万円未満※1	4,500万円以上は契約できない※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	
	監理技術者講習受講の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合:7,000万円 ※2 建築一式工事の場合:8,000万円

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

現場代理人については、工事請負契約書及び共通仕様書に以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

木津川市の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人に受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-1-11

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

専任を求める工事)においては、工事契約時点で、配置予定技術者調書に記載された監理技術者等を確実に配置できることが必要です。配置予定技術者調書に記載する監理技術者等については、以下の条件に留意しなければなりません。

なお、配置予定技術者は、死亡、病休、退職、転勤、出産、育児、介護等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できません。

- (1) **自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）があり、契約期間中、工事現場に専任で配置できる監理技術者等であること。**
- (2) **工事契約時点で、監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)未満の場合は主任技術者)を確実に配置できること。**

(1人の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることができる。

ただし、1人の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格確認申請をした場合は、落札決定を受けた時点において、残りの工事の入札参加資格を失う。

また、複数名の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格申請をした場合も、配置予定技術者の配置が不可能になった時点で、残りの工事の入札参加資格を失う。

なお、入札書提出期限（ただし、入札書を提出する場合は入札書提出時）までは、どの時点でも入札辞退できる。

- (3) **入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合で、複数の候補者を記入する場合は、すべての候補者について要件を満足すること。**

(条件を満たす2名の監理技術者等がいる場合、2つの工事とその2名の監理技術者等を配置予定技術者の候補者として、配置予定技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。)

- (4) **入札参加資格確認申請時点で、他工事に配置している監理技術者等を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に現在配置している工事が完成し、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）しており、事務手続、後片付け等のみが残っている場合、又は下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限り、配置可能な監理技術者等として認める。**

(工事契約時に、現在配置されている工事が完了していることの確認は、CORINSに登録されている監理技術者等の従事期間によることを原則とするが、従事期間の末日よりも前に工事が完了することを証明する必要がある場合は、入札参加確認申請時に工事完成届の写しを提出すること。)

ただし、条件付一般競争入札において、他工事に配置している監理技術者等を配置予定技術者とする場合は、上記に係らず、入札参加資格確認申請時に現在配置している工事が完成している場合、若しくは、現場を終了して事務手続、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。

- (5) **入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。**
- (6) **期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。**
- (7) **営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者**

の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。

(8) 木津川市議会の議決を必要とする工事については、前各号中「工事契約時」とあるのは「本契約時」のことをいう。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者

次の（ア）及び（イ）の資料を提出してください。（条件付一般競争入札を除く。）
ただし、（ア）の裏面に講習終了履歴の記載がある場合、（イ）の提出は不要です。

（ア）監理技術者資格者証（表・裏）の写し

（イ）監理技術者講習修了証の写し（有効期間内のもの）

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。（条件付一般競争入札を除く。）

（ア）資格証明書等の写し（主任技術者となりうる国家資格等を有する技術者）

（イ）経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（条件付一般競争入札を除く。）

本人が工事を請け負った企業と3か月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

（ア）監理技術者資格者証（表・裏）

（イ）健康保険被保険者証

（ウ）住民税特別徴収税額（変更）通知書

（エ）雇用保険者証

第3 監理技術者等の変更

1 監理技術者等の変更は、原則として認めません。

監理技術者制度運用マニュアル（令和2年10月1日）

（4）監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 例外的に監理技術者等の変更を認める基準

（1）工事現場の専任義務を要する工事

請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事又は入札公告等で、施工時に工事現場における監理技術者等の専任配置を要件としている工事については、工事現場ごとに専任の監理技術者等の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して発注者が承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から「該当監理技術者等本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要。）

イ 病気等

受注者から、「該当監理技術者等本人が病気等のため、現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、受注者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

受注者から「該当監理技術者等本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提示が必要。）

エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当監理技術者等本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要。）

オ 出産、育児、介護

受注者から、「出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要)

カ 発注者の責による大幅な工期延期

用地調整、占用物件調整等によって、発注者の責による一時中止による工期延期で、工事請負契約書第48条第1項(2)に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を越える場合」を目安とする。

キ 現場条件による工期延期

地質条件、工法変更等、現場条件による一時中止による工期延期の場合。

ク 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事

請負代金が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとします。

(3) 監理技術者等の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公募条件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

(ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上 : 1か月

(イ) 上記以外で工事の残工期が6か月以上 : 1週間

(ウ) その他の工事 : 1日

第4 その他

本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にし、適切に運用すること。